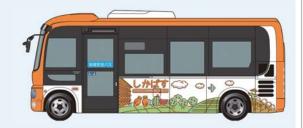
地域公共交通だより



問企画財政課ふるさと創生室 ☎32-9301

コミュニティバスの有料広告を募集します!

町では、新たに導入するコミュニティバスの有料広告を募集しています。広告を通じて、コミュニティバスの運行をご支援いただくとともに、店舗や会社のPR、イベントのお知らせなどにご活用ください!



【申込方法】

「志賀町コミュニティバス広告掲載申込書」を記入し、広告原稿を添付のうえ、ふるさと創生室まで提出してください。

【受付期間】

令和元年7月1日から7月31日(郵送の場合は期間内必着)

(留意事項)

広告掲載に際しては、志賀町コミュニティバス広告掲載要領および志賀 町広告掲載事業要綱等を遵守してください。



参考:日野ポンチョの車内広告枠

【広告の種類・規格・掲載期間について】

広告の種類	規 格	掲載期間	掲載料 (別途、消費税を加算)	
車内放送 (音声又は動画)	車内放送で、次に停車するバス停を案内する際に行う広告 ※動画は日野 ポンチョのみ	年単位	音声 20,000 円/年(単一路線) 動画 40,000 円/年(単一路線)	
車内広告	日野 ポンチョ … B3サイズ トヨタ コミューター … A3サイズ	月単位	1,000円 (B3サイズ・A3サイズとも)	
関連印刷物	バス時刻表 … 1区画 3cm×6cm程度	次の改定まで	10,000円/区画	





町立富来病院からのご案内

問富来病院 ☎ 42-1122



電子内視鏡システムを更新しました

- 1 常画質仕様からハイビジョン画質仕様となり、高精細画像を実現しました。
- 2 特殊光観察機能搭載。特殊な光を照射することで粘膜表層部の毛細血管、深層血管がはっきり表示され、より確実な診断が可能になりました。
- 3 特殊機能(受動湾曲、高伝達挿入、硬度可変)の搭載で、挿入性が飛躍的スムーズに、 医師の操作性が向上することで、検査時間の短縮、患者さまの苦痛軽減につながります。





手元操作で先端部 まで可動しやすい



高伝達挿入



手元で挿入部の 硬さ変更ができる

硬度可変



ほかの機能も飛躍的に向上し、患者さまの負担が軽減、効率的でより安全・確実な内視鏡検査が可能となりました。

投票で かならず届く 君の声

第25回参議院議員通常選挙

7月21日(日)午前7時~午後8時

※次の投票所のみ投票終了時刻を午後7時に繰上げします。

● 第17投票所 稗造研修センター(尊保、楚和、灯、阿川、入釜、鵜野屋、地保、切留)



◎投票所の入場券の発送について



入場券が届いたら、はがきを開いて、1人分ずつ 切り離し、投票所にお持ちください。



入場券は、世帯ごとに4人分までをまとめて送付します。 (有権者が5人以上の世帯には、2通以上に分かれて届きます。) 投票の際は、入場券を持って投票所へお出かけください。 届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、 投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票をする際は、裏面の宣誓書に 次の必要事項を記入し、期日前投票所へ、 お持ちください。

- ア 投票に行かれる日
- 🕜 氏名、ふりがな、生年月日、住所
- 少 投票日に投票できない理由に丸を付ける。

◎第2投票区の投票所が変更になります。

第2投票区(川尻、末吉、神代、矢蔵谷、ロイヤルシティ、矢蔵谷(志賀の郷))の投票所が志賀町役場玄関ホールから、 志賀町保健福祉センター玄関ホールに変更となりますので、ご注意ください。

◎投票日当日に、投票所へ行けない人は、期日前投票や不在者投票をすることができます。

期日前投票

投票日当日に仕事や予定があって、投票に行けない人は、期日前投票ができますので、入場券を持っ てお越しください。

期間:7月5日(金)から7月20日(土)までの毎日

時間:午前8時30分から午後8時まで 場所: 志賀町役場本庁舎町民ホール 富来活性化センター中会議室

※入場券をお持ちいただかない場合は、「運転免許証」等の本人確認ができるものを提示いただく必

要があります。

滞在地での 不在者投票

仕事や旅行などで他の市区町村に滞在中で、投票日までに志賀町に帰ることができない人は、滞在 地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。この場合は、宣誓書を添えて、志賀町選 挙管理委員会へ投票用紙等を請求して下さい。

病院・施設での 不在者投票

指定病院など(病院・保健施設・老人ホーム・保護施設など)に入院、入所中の人は、その施設が不 在者投票を取り扱うことができる施設として指定されていれば、その施設内で不在者投票ができま す。詳しくは、入院、入所している施設に問い合わせて下さい。

郵便等による 不在者投票

身体に重度の障害等がある人で一定の要件に該当する人は、自宅で郵便による不在者投票をするこ とができます。※この場合は、事前に郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。交付 を受けていない人や期限切れの人は、早めに選挙管理委員会に申請してください。



後期高齢者医療制度に

加入している皆さんへ

75 歳以上の皆さんへ※

※ 65 歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です。

新しい保険証は7月中ごろ送付されます

今回の更新に伴い、保険証の色が緑色からオレンジ色に変わります。

令和元年度の新しい保険証(オレンジ色)は、7月中頃に簡易書留で送付しますので、8月以降に病院を 受診する際は、オレンジ色の保険証を忘れずに提示してください。



- 使用できるのは8月1日からです。
- ・現在の保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降は使用できませんので、裁断するなどし て廃棄してください。



封筒見本

- ※有効期限内でも、世帯構成の変更や所得更正により、自己負担割合など に変更があった場合は、新しい保険証を交付します。それまでの保険証 は、住民課または富来支所へ速やかに返還してください。
- ※医療機関での一部負担金の割合(1割または3割)は、前年中の所得を もとに決定されます。
- ※新しい保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられてい ます。その欄に貼るための目隠しシールは、住民課、富来支所で希望者 にお渡しします。





保険料額決定通知書の送付

保険料は、前年中の所得をもとに決定し、7月中頃に、令和元年度の保険料 額決定通知書などをお送りします。

保険料の軽減

平成31年4月から、後期高齢者医療の保険料軽減措置が、一部見直しとな りました。詳細については、保険証の送付時に同封のリーフレットまたは、 石川県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

詳しくは・・石川県後期高齢者医療広域連合



限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

世帯全員が住民税非課税の場合は、病院等を受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。 該当する人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、住民課または富来 支所までお申し出ください。

限度額適用認定の申請について

現役並み所得(負担割合3割)の人のうち、課税所得が690万円未満の人は、病院などを受診する際の自己負 担限度額が軽減されます。該当する人は、申請により「限度額適用認定証」を交付しますので、住民課または 富来支所までお申し出ください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「限度額適用認定証」を持ち、8月以降も認定要 件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証をお送りします。(再度の申請は必要ありません。)

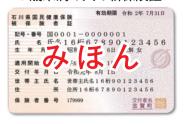
圆 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 32-9121

国民健康保険被保険者証が

一斉更新 されます。

現在使用中の国民健康保険被保険者証は 7月31日で有効期限が切れます。 7月中旬に新しい被保険者証を送付します。

70 歳未満の火の新保険証//



70歳以上の人の新保険証//



- ※新しい保険証の色は「エンジ色」です。
- ※裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。 臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく 読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」 欄に記入してください。

被保険者証(保険証)は1人に1枚交付します。被保険者全員分の保険証を世帯主宛に簡易書留で郵送します。記載の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。(短期被保険者証・資格証明書は、直接住民課で交付する場合があります)

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健康保険被保険者証、印鑑を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをしてください。 有効期限切れの古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口まで返却するか、自身で廃棄処分してください。

ジェネリック医薬品希望シール

保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。 開発費が安いため薬代を安く抑えることができます。



被保険者証やお薬手帳などの余白部分にシールを貼って、病院や調剤薬局に提示してください。

※ ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがあります。医師や薬剤師に相談し、違和感がでたら新薬に戻すことをお勧めします。

圆 住民課 国民健康保険担当 ☎ 32-9121

65歳以上で町民税非課税世帯の人の

介護保険料が軽減されます

10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、今年度の介護保険料が軽減されます。軽減の対象は、65歳以上で町民税非課税世帯(保険料所得段階が第1段階~第3段階)の人です。

基準額:72,000円(年額)

所得段階	基準額に対する調整率		保険料(年額)
第1段階	平成30年度	基準額×0.45	32,400円
	令和元年度	基準額×0.375	27,000円
第2段階	平成30年度	基準額×0.75	54,000円
	令和元年度	基準額×0.625	45,000円
第3段階	平成30年度	基準額×0.75	54,000円
	令和元年度	基準額×0.725	52,200円

圓 健康福祉課介護支援担当 ☎ 32-9132

平成 **31**年度

国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します

国民健康保険税額はどのように決まるの?

● 世帯ごとに計算されます。

一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。

② 年度(4月~翌年3月)ごとに計算します。

年度途中で国民健康保険に加入したり、国民健康保険をやめたりした人がいるときは、 加入していた月数で計算されます。

⑤ 所得や加入者などによって計算します。

所得割・均等割・平等割の組み合わせによって計算されます。40歳から64歳までの人がいれば介護保険料の分を追加して計算します。

◆ 所得申告の内容により計算します。

所得申告がないと所得が把握できないため正確な国民健康保険税が計算できません。 所得の情報がない人については、6月に税務課から対象者宛てに通知が送られています。

国民健康保険税の納め方

● 世帯によって支払方法が異なります。

銀行などの窓口で直接納めるか、口座からの引落としにより支払います。その他、国の定めた条件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。

② 国民健康保険税額が変わることで、支払方法が変わる場合があります。

支払方法については、税務課から送付する通知書により確認できます。これまで口座からの引落しや年金天引きで支払っていた人でも、支払方法が変わる場合があります。

納付書は、全期分を発送しますので、 なくさないように お願いします。

国民健康保険税納期

期別	納期限
1期	7月31日⊛
2期	9月2日9
3期	9月30日周
4期	10月31日余
5期	12月2日9
6期	12月25日®
7期	1月31日金
8期	3月2日周
9期	3月31日巡

※口座振替の人は、納期限に 引き落としします。残高確認を忘れずにお願いします。

年度途中でも、税金額が変わることがあります

動新しく国民健康保険に加入した人がいるとき

ほかの健康保険をやめて国民健康保険に加入したとき、または転入、出生などにより国民健康保険に加入したときなどに、国民健康保険税が追加になります。加入する場合は、必ず届け出が必要です。

2 国民健康保険をやめた人がいるとき

ほかの健康保険に加入したとき、または転出、死亡などにより国民健康保険をやめたときなどに国民健康保険税が減額になります。ほかの健康保険に加入した場合は、必ず届け出が必要です。そのままにしておくと、国民健康保険税がかかったままになります。

❸ 所得情報がわかったとき

転入してきた人については、前年の所得が不明なため役場が前住所地に通知で問い合わせします。所得が判明したあとに国民健康保険税が変更になることがあります。

◆ 所得申告の内容が変更されたとき

税務署からの情報などにより所得申告の内容が変更になり、それにともなって国民健康保険税も変更になることがあります。

6 40 歳に到達したとき

40~64 歳までの人は、介護保険料の分が追加されるため国民健康保険税が増額になります。

志賀町国民健康保険の『限度額適用認定証』 『限度額適用・標準負担額減額認定証』を持っている人へ

現在の認定証は、7月31日®で有効期限を迎えます。

引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。

住民課・富来支所窓口

入院または高額な外来診療を受けたとき

病院・薬局など



事前に ①**認定証の申請**

②認定証の交付



③認定証を提示 窓口支払いが 一定上限額に(※)



(※)窓口支払いの上限額(月当たり)は、 年齢や所得に応じて異なります。

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の 金額にとどめられます。



これにより、一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
・70 歳未満の人・70 歳以上 75 歳未満で非課税世帯などの人・70 歳以上 75 歳未満で負担割合が 3 割の人	住民課または富来支所で 「認定証」(限度額適用認定証) の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を 提示してください
・70 歳以上 75 歳未満で 非課税世帯または、負担割合が 3 割 <u>ではない</u> 人	必要ありません	「保険証」を提示してください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。
(窓口で自己負担額を支払う⇒役場で高額療養費の支給申請をする⇒支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される)

志賀町国民健康保険 優良家庭報償事業 のご案内

志賀町国民健康保険では、毎年、国民健康保険の加入世帯で国民健康保険税を 完納していて、当該年度に医療機関の受診がない世帯に記念品を贈呈しています。

※特定健康診査を受けていて、受診結果に「要医療」と判定されていないことが必要要件に加わりますので注意してください。

